

別表1（第3条関係）

1 中小法人等向け給付金

給付対象者	給付の要件	給付金の額	給付金の限度額
<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 2019年12月31日以前から南国市内に事業所等を置く法人であること。</p> <p>(2) 2020年4月1日時点において、次のア及びイのいずれかに該当すること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人にあっては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。</p> <p>ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。</p> <p>イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2千人以下であること。</p> <p>(3) 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年3月から申請を行う日の属する月の前月までの間のいずれかの連続する3箇月（以下「対象期間」という。）における月平均事業収入が2019年（「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年）同期比で20パーセント以上減少していること。</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> $A - B \times 1.2$ <p>A：対象期間のうち申請者が任意に選択した月（以下「対象月」）の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入。ただし、申請日において当該直前の事業年度の確定申告の申告期限内であり、又は申告期限が延長されており、かつ、当該確定申告を完了していない場合は、対象月の属する事業年度の2つ前の事業年度の年間事業収入とする。</p> <p>B：対象月における月間事業収入</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 2020年6月1日時点で南国市内の事業所等に所属する常時使用する従業員が50人未満の場合 40万円</p> <p>(2) 2020年6月1日時点で南国市内の事業所等に所属する常時使用する従業員が50人以上100人未満の場合 80万円</p> <p>(3) 2020年6月1日時点で南国市内の事業所等に所属する常時使用する従業員が100人以上の場合 120万円</p>

備考

- 1 法人名が変更された場合（対象期間の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）で法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。
- 2 「資本金の額又は出資の総額」について、基本金を有する法人の場合は「基本金の額」と、一般財団法人の場合は「当該法人に拠出されている財産の額」と、それぞれ読み替える。
- 3 「常時使用する従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断する。また、会社役員及び個人事業主はあらかじめ解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）
- 4 「事業収入」については、確定申告書別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によること。
- 5 「対象期間における月平均事業収入」及び「対象月における月間事業収入」を算定する場合においては、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の額を控除することができる。

## 2 個人事業者向け給付金

給付対象者	給付の要件	給付金の額	給付金の限度額
<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 2019年12月31日以前から、南国市内に事業所等を置く者であること（事業所等を置かない形態で事業を営んでいる場合は、同日以前から南国市に住所を有し、現に居住していること。）。</p> <p>(2) 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件とする。</p> <p>(1) 青色申告を行っている場合。ただし、青色申告を行っている場合であっても、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、次号に定める要件によること。</p> <p>ア 所得税青色申告決算書を提出しないことを選択した場合</p> <p>イ 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合又は記載の必要がない場合</p> <p>ウ 相当の事由により所得税青色申告決算書を提出できない場合 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、対象期間における月平均事業収入が2019年（「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年）同期比で20パーセント以上減少していること。</p> <p>(2) 白色申告を行っている場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は別表2の「添付書類の特例」欄の規定に基づき市町村民税若しくは都道府県民税の申告書類の控を用いる場合 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、対象期間における月平均事業収入が2019年（「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年）の月平均事業収入と比較し、20パーセント以上減少していること。</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> $A - B \times 1.2$ <p>A：2019年の年間事業収入。ただし、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（2020年4月6日国税庁通知）に基づき、2019年分の確定申告が完了していない場合（確定申告の義務がない場合は、住民税の申告期限が猶予されており、当該申告が完了していないとき）等は、2018年の年間事業収入とする。</p> <p>B：対象月における月間事業収入</p>	<p>20万円</p>

### 備考

- 「事業収入」については、次のとおりとする。
  - 確定申告書第1表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものとし、2019年（「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年分）の年間事業収入は、当該欄に記載されるものを用いること。
  - 別表2の「添付書類の特例」欄の規定に基づき住民税の申告書類の控を用いる場合は、2019年（「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年分）の年間事業収入は、市町村民税・都道府県民税申告書の様式における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いること。
  - 課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合は、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができること。
- 「対象期間における月平均事業収入」及び「対象月における月間事業収入」を算定する場合においては、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の額を控除することができる。
- 「給付の要件」欄の第1号に掲げる区分に該当する場合における「2019年（「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年）同期比」の事業収入については、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いること。
- 「給付の要件」欄の第2号に掲げる区分に該当する農業者で、2019年（「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年）の月次の事業収入の変動が大きい場合は、対象期間の2019年（「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年）同期の事業収入を証する書類を提出したときに限り、対象期間における月平均事業収入と対象期間の2019年（「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年）同期の月平均事業収入を比較することができる。

3 主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者向け給付金

給付対象者	給付の要件	給付金の額	給付金の限度額
<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 個人事業者であって、2個人事業者向け給付金の部の備考第1項に定める事業収入を得ていないため、個人事業者向け給付金の給付対象者とならないこと</p> <p>(2) 2019年12月31日以前から、南国市内に事業所等を置く者であること（事業所等を置かない形態で事業を営んでいる場合は、同日以前から南国市に住所を有し、現に居住していること。）。</p> <p>(3) 2019年以前から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ており、今後も事業を継続する意思があること</p> <p>(4) 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではないこと</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、対象期間における月平均業務委託契約等収入が2019年（「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年）の月平均業務委託契約等収入と比較し、20パーセント以上減少していること。</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> $A - B \times 1.2$ <p>A：2019年の年間業務委託契約等収入。ただし、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（2020年4月6日国税庁通知）に基づき、2019年分の確定申告が完了していない場合（住民税の申告期限が猶予されており、当該申告が完了していないとき）等は、2018年の年間業務委託契約等収入とする。</p> <p>B：対象月における月間業務委託契約等収入</p>	<p>20万円</p>

備考

- 「年間業務委託等収入」とは、確定申告書第1表における「収入金額等」の「雑 その他」及び「給与」の欄に記載される収入金額のうち、業務委託契約等収入であるものをいう。
- 「業務委託契約等収入を主たる収入として得ている」とは、年間業務委託契約等収入が、他のいずれの収入（確定申告書第1表における「収入金額等」及び当該確定申告書第1表と同年分の確定申告書第3表における「収入金額」のそれぞれの所得区分（税務上、譲渡所得又は一時所得として扱われるものを除く。）の収入欄に記載される収入金額（ただし、それぞれの所得区分の収入欄に記載される収入金額に業務委託契約等収入が含まれる場合には、当該業務委託契約等収入を差し引いたものをいう。）も下回らないことをいう。
- 収入金額については、次のとおりとする。
  - 証拠書類等として別表2の「添付書類の特例」欄第1項第1号の規定に基づき、税理士の確認を受けた「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」を用いる場合には、確定申告書のそれぞれの収入金額は、当該申立書に記載されたそれぞれの収入金額で代替するものとする。
  - 証拠書類等として別表2の「添付書類の特例」欄第1項第2号の規定に基づき市町村民税、道府県民税の申告書類の控えを用いる場合には、確定申告書のそれぞれの収入金額は、市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）のそれぞれの収入金額の相当する箇所に記載されるものを用いることとする。
- 「対象期間における月平均業務委託契約等収入」及び「対象月における月間業務委託契約等収入」を算定する場合においては、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の額を控除することができる。